

改正後	現行
奈良県市町村がん検診精度管理要領 (略) 4. 精度管理調査の実施 (略) なお、上記（１）～（３）で実施する調査項目等は、国の「<u>がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針</u>」で示された「事業評価のためのチェックリスト」等の項目に準ずる。 (略) 6. 精密<u>検査</u>医療機関の登録 県は、以下の手順に沿って、がん検診の種類毎に精密<u>検査</u>医療機関の登録を行う。 ①医療機関から精密<u>検査</u>医療機関としての登録申請があった場合、がん検診の種類毎に委員会の定めた市町村がん検診における精密検査医療機関の基準【別紙１】に合致するかどうかについて、委員会の関係する委員の意見を聞いた上で、精密<u>検査</u>医療機関として登録する。なお登録方法については【別紙２】の方法による。 ②県は、定期的に精密<u>検査</u>医療機関の現況を把握し、精密<u>検査</u>医療機関の更新を行うこととする。 (附則) この要領は平成２３年４月１日より施行する。 この要領は平成２４年４月１日より施行する。 この要領は平成２５年４月１日より施行する。 この要領は平成２７年８月１日より施行する。 この要領は平成３０年１０月１日より施行する。 この要領は令和３年７月７日より施行する。 <u>この要領は令和７年４月１日より施行する。</u>	奈良県市町村がん検診精度管理要領 (略) 4. 精度管理調査の実施 (略) なお、上記（１）～（３）で実施する調査項目等は、国の「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成２０年３月）。以下「報告書」という。）で示された「事業評価のためのチェックリスト」等の項目に準ずる。 (略) 6. 精密医療機関の登録 県は、以下の手順に沿って、がん検診の種類毎に精密医療機関の登録を行う。 ①医療機関から精密医療機関としての登録申請があった場合、がん検診の種類毎に委員会の定めた市町村がん検診における精密検査医療機関の基準【別紙１】に合致するかどうかについて、委員会の関係する委員の意見を聞いた上で、精密医療機関として登録する。なお登録方法については【別紙２】の方法による。 ②県は、定期的に精密医療機関の現況を把握し、精密医療機関の更新を行うこととする。 (附則) この要領は平成２３年４月１日より施行する。 この要領は平成２４年４月１日より施行する。 この要領は平成２５年４月１日より施行する。 この要領は平成２７年８月１日より施行する。 この要領は平成３０年１０月１日より施行する。 この要領は令和３年７月７日より施行する。

改正後

別紙 1

市町村がん検診における精密検査医療機関の基準

基本的条件（各がん共通）	その他必要条件	
①確定診断ができること。 ②受診者に結果説明ができること。 ③一次検査機関（または読影委員会等）に結果報告を行うこと。 ④「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成20年3月31日付厚生労働省健康局長通知 健発第0331058号）」の内容に従えること。 ⑤精密検査結果のフィードバック等、がん検診の精度管理に協力することができること。	胃がん	① 胃内視鏡検査が実施できること。（新規登録医療機関には日本消化器内視鏡学会認定専門医がいること。） ② 組織診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） ③ 関連学会の研修会等に出席すること。
	大腸がん	① <u>精密検査の第一選択として、全大腸内視鏡検査が実施できること。全大腸内視鏡検査を行うことが困難な場合は、S状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査（二重造影法による）の併用、あるいは大腸CT検査による精密検査が実施できること。</u> <u>（大腸CT検査については実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</u> ② <u>注腸エックス線検査の実施に当たっては、十分な精度管理の下で、注腸エックス線検査の専門家により実施できること。</u>
	子宮がん	① コルポスコピー検査が実施できること。 ② 細胞診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） ③ 組織診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） ④ 日本産婦人科学会専門医がいること。
	乳がん	① 乳がん診療ガイドラインに則した診療を実施していること。 ② 一次医療機関のマンモグラフィ検査の結果、カテゴリ3以上の評価を受けた者、自覚症状を有する者などに対して、診断のための専門的な検査が実施できること。 ③ 超音波検査が実施できること。 ④ マンモグラフィによる検査が実施できること。 ⑤ 穿刺吸引細胞診または針生検（マンモトームを含む）または摘出生検が実施できること。（病理診断は外部委託による場合を含む） ⑥ MRI・CT検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）
	肺がん	① CTによる画像診断が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） <u>なお、放射線科専門医による読影が望ましい。</u> ② 気管支鏡による組織・細胞検査（診断）が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）

現行

別紙 1

市町村がん検診における精密検査医療機関の基準

基本的条件（各がん共通）	その他必要条件	
①確定診断ができること。 ②受診者に結果説明ができること。 ③一次検査機関（または読影委員会等）に結果報告を行うこと。 ④「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成20年3月31日付厚生労働省健康局長通知 健発第0331058号）」の内容に従えること。 ⑤精密検査結果のフィードバック等、がん検診の精度管理に協力することができること。	胃がん	① 胃内視鏡検査が実施できること。（新規登録医療機関には日本消化器内視鏡学会認定専門医がいること。） ② 組織診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） ③ 関連学会の研修会等に出席すること。
	大腸がん	① 全大腸内視鏡検査が実施できること。 またはS状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査（二重造影法による）の併用による検査が実施できること。 ※注腸エックス線検査のみは認められない。 ② ①の実施にあたっては、十分な精度管理のもと専門の医師により実施できること。
	子宮がん	① コルポスコピー検査が実施できること。 ② 細胞診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） ③ 組織診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） ④ 日本産婦人科学会専門医がいること。
	乳がん	① 乳がん診療ガイドラインに則した診療を実施していること。 ② 一次医療機関のマンモグラフィ検査の結果、カテゴリ3以上の評価を受けた者、自覚症状を有する者などに対して、診断のための専門的な検査が実施できること。 ③ 超音波検査が実施できること。 ④ マンモグラフィによる検査が実施できること。 ⑤ 穿刺吸引細胞診または針生検（マンモトームを含む）または摘出生検が実施できること。（病理診断は外部委託による場合を含む） ⑥ MRI・CT検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）
	肺がん	① CTによる画像診断が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） ② 気管支鏡による組織・細胞検査（診断）が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）

改正後	現行
別紙 2 奈良県がん検診精密医療機関登録実施方法について 1 目的 がん検診の結果、精密検査を要することとなった受診者に対して、責任ある検査を正確に実施できる診療体制を確立することを目的とする。 2 登録方法 (1) 登録を希望する医療機関は、「がん検診精密検査医療機関登録申請書（様式第1号）」を県に提出する （医師会員は県医師会を経由し、医師会員以外は直接県に提出する。） (2) 提出された申請書は、「市町村がん検診における精密検査医療機関の基準」及び奈良県がん予防対策推進委員会各専門委員の意見を参考に、登録の適否が決定される。 県は、その結果を当該医療機関および県医師会に通知する。 3 登録要件 登録を受けようとする医療機関は、「市町村がん検診における精密検査医療機関の基準」を必ず満たすこと。 4 登録削除 登録を辞退するとき、基準に適合しなくなった場合には、「精密検査医療機関辞退届（様式第2号）」を県に届け出る。 （医師会員は県医師会を経由し、医師会員以外は直接県に提出する。） 5 登録医療機関名簿の作成等 (1) 県は、上記により決定した登録機関の名簿を作成し、県医師会に送付する。 (2) 県は、登録医療機関の名簿を各保健所及び各市町村に送付し、奈良県ホームページに掲載する。	別紙 2 奈良県がん検診精密医療機関登録実施方法について 1 目的 がん検診の結果、精密検査を要することとなった受診者に対して、責任ある検査を正確に実施できる診療体制を確立することを目的とする。 2 登録方法 (1) 登録を希望する医療機関は、「がん検診精密検査医療機関登録申請書（様式1号）」を県に提出する。 （医師会員は県医師会を経由し、医師会員以外は直接県に提出する。） (2) 提出された申請書は、「市町村がん検診における精密検査医療機関の基準」及び奈良県がん予防対策推進委員会各専門委員の意見を参考に、登録の適否が決定される。 県は、その結果を当該医療機関および県医師会に通知する。 3 登録要件 登録を受けようとする医療機関は、「市町村がん検診における精密検査医療機関の基準」を必ず満たすこと。 4 登録削除 登録を辞退するとき、基準に適合しなくなった場合には、「精密検査医療機関辞退届（様式2号）」を県に届け出る。 （医師会員は県医師会を経由し、医師会員以外は直接、委員会に提出する。） 5 登録医療機関名簿の作成等 (1) 県は、上記により決定した登録機関の名簿を作成し、県医師会に送付する。 (2) 県は、登録医療機関の名簿を各保健所及び各市町村に送付し、奈良県ホームページに掲載する。

改正後

様式第 1 号

様式第1号

大腸がん検診精密検査医療機関登録申請書

医療機関	名 称		
	所在地	〒	
	電話番号		
	FAX番号		
	e-mail	@	
診療科目（全てご記入下さい）			
精密検査担当科及び担当医師名 （全員ご記入下さい）		担当科	医師名
検査項目	全大腸内視鏡検査	可 ・ 否	
	注腸エックス線検査 （二重造影法）	可 ・ 否	
	S 状結腸内視鏡検査	可 ・ 否	
	組織診検査	可（委託機関名：） ・ 否	
	大腸ＣＴ検査	可（委託機関名：） ・ 否	
精密検査実施日	曜 日		
	時間帯		
	予約の有無	不要 ・ 要（予約方法：）	
	その他（予約待ち状況等）		

当医療機関は、上記のとおり奈良県大腸がん検診実施要領に基づく大腸がん検診精密検査医療機関として、必要条件を満たしていますので、登録を申請します。

令和 年 月 日

奈良県がん予防対策推進委員会
委員 殿

医療機関
施設長氏名

現行

様式第 1 号

様式第1号

大腸がん検診精密検査医療機関登録申請書

医療機関	名 称		
	所在地	〒	
	電話番号		
	FAX番号		
	e-mail	@	
診療科目（全てご記入下さい）			
精密検査担当科及び担当医師名 （全員ご記入下さい）		担当科	医師名
検査項目	全大腸内視鏡検査	可 ・ 否	
	注腸エックス線検査 （二重造影法）	可 ・ 否 ※ S 状結腸内視鏡検査と併用して実施できること。 注腸エックス線検査のみは認められない。	
	S 状結腸内視鏡検査	可 ・ 否	
	組織診検査	可（委託機関名：） ・ 否	
	精密検査実施日	曜 日	
精密検査実施日	時間帯		
	予約の有無	不要 ・ 要（予約方法：）	
	その他（予約待ち状況等）		

当医療機関は、上記のとおり奈良県大腸がん検診実施要領に基づく大腸がん検診精密検査医療機関として、必要条件を満たしていますので、登録を申請します。

令和 年 月 日

奈良県がん予防対策推進委員会
委員 殿

医療機関
施設長氏名